

岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第46号

岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例

岩手県漁港管理条例（昭和38年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(採取料等)</p> <p>第14条 漁港の区域内において、法第39条第1項の規定による採取<u>又は</u>占用の許可を受けた者は、当該採取又は占用の区分に応じ、別表第4に掲げる土砂採取料又は別表第5に掲げる公共空地等占用料（以下「採取料等」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第2（第13条関係）</p>						<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(採取料等)</p> <p>第14条 漁港の区域内において、法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者<u>又は</u>法第43条第4項に規定する認定計画実施者（<u>法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。</u>）は、当該採取又は占用の区分に応じ、別表第4に掲げる土砂採取料又は別表第5に掲げる公共空地等占用料（以下「採取料等」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第2（第13条関係）</p>					
施設の種類	区分	工作物を設置する場合（電柱類又は地下埋設物を設置する場合を除く。）	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合						
		外径40センチメートル未満			外径40センチメートル以上						
施設の種類	区分	工作物を設置する場合（電柱類又は地下埋設物を設置する場合を除く。）	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合						
		外径40センチメートル未満			外径40センチメートル以上						

岸壁 物揚場 栈橋	[略]	1本ごとに1年につき <u>470</u> 円	1メートルまでごとに1年につき <u>100</u> 円	1メートルまでごとに1年につき <u>180</u> 円
船揚場 漁具干場	[略]			
漁港施設用地	[略]			
荷さばき所	[略]			
野積場	[略]			
道路	[略]			
	[略]			

岸壁 物揚場 栈橋	[略]	1本ごとに1年につき <u>550</u> 円	1メートルまでごとに1年につき <u>120</u> 円	1メートルまでごとに1年につき <u>210</u> 円
船揚場 漁具干場	[略]			
漁港施設用地	[略]			
荷さばき所	[略]			
野積場	[略]			
道路	[略]			
	[略]			

別表第5（第14条関係）

区 分	工作物を設置する場合（電柱類又は地下埋設物を設置する場合を除く。）	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合	
				外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上
水域	[略]	1本ごとに1年につき <u>470</u> 円	1メートルまでごとに1年につき <u>100</u> 円	1メートルまでごとに1年につき <u>180</u> 円	
公共空地	[略]				

別表第5（第14条関係）

区 分	工作物を設置する場合（電柱類又は地下埋設物を設置する場合を除く。）	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合	
				外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上
水域	[略]	1本ごとに1年につき <u>550</u> 円	1メートルまでごとに1年につき <u>120</u> 円	1メートルまでごとに1年につき <u>210</u> 円	
公共空地	[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。